

臨時休業中における児童生徒の一時預かりについて

1. 趣旨 臨時休業中、自宅等において子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒について、一時預かりを行う。

2. 一時預かりについて

自宅等において子どもだけで過ごすことが難しい児童生徒に対しては、以下の通り一時預かりを行う。

- (1) 期間：令和2年4月15日（水）～5月1日（金）※土日祝日を除く
- (2) 対象：①家庭の事情等により、自宅等において子どもだけで過ごすことが難しい小学校全児童
②中学校特別支援学級在籍生徒及び通常学級に在籍する放課後等デイサービスを利用している生徒
- (3) 場所：児童生徒が在籍する学校
- (4) 時間：平日午前8時30分から午後3時30分
(受け入れは午前8時から)
- (5) 内容：自習（学校が配付した家庭学習課題等による学習）
- (6) 手続き：利用にあたり、「臨時休業中の児童生徒一時預かり申込書」を学校に提出する。
- (7) その他：
 - ・保護者による送迎を原則とする。
ただし、当該児童生徒が登校日と重なる場合は、集団登校による登校も可能とする。
 - ・登校前の検温を実施し、不安がある場合は、登校を控える。
 - ・各自で感染症予防を行う。
 - ・持ち物は、筆記用具、学習に係る道具等、上靴、弁当、水筒などとする。

【問い合わせ先】

四日市市教育委員会 教育総務課 伊藤、岡本
Tel 059-354-8237